資料２

大阪府SDGs推進本部設置要綱

（目的）

第１条　持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、府施策の総合的推進を図るため、庁内関係部局による大阪府SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第２条　本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表(1)に掲げる本部員をもって組織する。

（所管事項）

第３条　本部は、第１条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

(1)　SDGsの理念の普及、理解の促進に関すること。

(2)　SDGsの達成に向けた取組の推進に関すること。

(3)　その他第１条の目的を達成するために必要なこと。

（会議）

第４条　本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐する。

（幹事会）

第５条　第３条の所管事項に関する連絡調整を行うため、本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び別表(2)に掲げる幹事をもって組織する。

３　幹事長は、企画室長をもって充てる。

４　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

（事務局）

第６条　本部の事務局は、企画室に置く。

　　附　則

（施行期日）

この要綱は、平成30年４月２日から施行する。

別表(1)

|  |
| --- |
| 副首都推進局長  危機管理監  政策企画部長  総務部長  財務部長  府民文化部長  ＩＲ推進局長  福祉部長  健康医療部長  商工労働部長  環境農林水産部長  都市整備部長  住宅まちづくり部長  会計管理者兼会計局長  議会事務局長  教育長  監査委員事務局長  人事委員会事務局長  警察本部総務部長 |

別表(2)

|  |
| --- |
| 副首都推進局総務担当課長  危機管理室防災企画課長  青少年・地域安全室治安対策課長  政策企画部政策企画総務課長  政策企画部企画室計画課長  総務部法務課長  総務部市町村課長  財務部財政課長  府民文化部府民文化総務課長  府民文化部都市魅力創造局国際課長  ＩＲ推進局企画課長  福祉部福祉総務課長  健康医療部健康医療総務課長  商工労働部商工労働総務課長  環境農林水産部環境農林水産総務課長  都市整備部都市整備総務課長  住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長  会計局会計総務課長  議会事務局総務課長  教育庁教育総務企画課長  監査委員事務局監査第一課長  人事委員会事務局任用審査課長  警察本部警務部警務課長 |